

地区計画策定の動き「お知らせ第6号」 ―広島市に要望書を提出―

彩が丘連合町内会では、地区計画策定委員会を設置し、地区計画案の作成に取り組んできました。2月26、27日の説明会、3月20日の地区計画総会を経て、4月13日に、地区計画の策定に関する要望書を広島市に提出しました。以下、この間の経緯をご報告します。

経 緯	概 要
1 第2回彩が丘地区 地区計画（案）説明会の開催	日 時 平成23年2月26日（土曜日）10：00～12：00 平成23年2月27日（日曜日）10：00～11：30 場 所 彩が丘公民館 出席者 26日：地区計画策定委員会4名、住民9名、広島市ほか5名 合計18名 27日：地区計画策定委員会4名、住民8名、広島市ほか5名 合計17名 会議の結果（要旨） ○地区計画（案）について、質疑応答がありました。 ・低層住宅地区における建築物の高さ制限については、既に用途地域制度で10m以下に制限されており、改めて地区計画により制限する必要がないので、地区計画書に「―」と表示している。 など ○敷地の統合・分割の制限、地盤高の改変の制限、建築物の色彩の制限などについて、今後、紳士協定の中で検討することとなりました。 ○地区計画や紳士協定が策定された場合の管理・運営体制について、連合町内会において4月以降新たな組織を立ち上げ、検討することとなりました。 ○地区計画（案）に関する意思決定は、次の方法で進めることとなりました。 ・地区計画策定に関する意思決定は、総会を開催して行う。 ・住民の意思表示は、①総会への参加、総会に参加できない人は、②委任状の提出もしくは③書面による議決権の行使 の3つの方法で行う。
2 地区計画（案）の周知等	○説明会后、地区内居住の方及び地区外居住で地区内に土地を所有されている方などに地区計画最終案を配付し、周知に努めました。 ○これに合わせて、総会への出欠、欠席者の委任状もしくは書面による議決権の行使についてとりまとめを行いました。
3 地区計画総会の開催	日 時 平成23年3月20日（日曜日）10：00～12：00 場 所 彩が丘公民館 出席者 地区計画策定委員会 8名 住民 79名 合計87名 会議の結果（要旨） ○地区計画に盛り込まれていない「1区画につき1戸建て」、「建築物の色彩の制限」、「植樹帯」、「敷地内の樹木の高さの制限」などに関する質問、意見が出され、今後、紳士協定の中で検討することとなりました。 ○地区計画最終案を地元の案とすること、また、その案を広島市に要望することについては、反対意見はなく、採択されました。
4 要望書の提出	○総会での決議を受けて、4月13日に、地区計画の策定に関する要望書を広島市に提出しました。
5 今後の予定	○今後、連合町内会に新たな組織を立ち上げ、紳士協定の内容、地区計画や紳士協定が策定された場合の管理・運営体制などについて検討を進めます。 ○引き続き、皆様のご協力をお願いします。



地区計画総会の様子（平成23年3月20日）

地区計画の動き お知らせ第6号

発行日：平成23年4月23日

発行者：彩が丘連合町内会

問い合わせ先：

彩が丘連合町内会長 雨瀧 弘和

河内南2-18-21

電話：090-4149-8859